

『社会保障の正確な理解についての1つのケーススタディ～社会保障制度の“世代間格差”に関する論点～』
(抜粋+一部年金関連の資料に修正)「第4回 社会保障の教育推進に関する検討会(平成24年3月23日)資料2-1」

〔参考資料2〕『社会保障の正確な理解についての1つのケーススタディ
～社会保障制度の“世代間格差”に関する論点～（抜粋十一部年金関連の資料に修正）
「第4回 社会保障の教育推進に関する検討会（平成24年3月23日）資料2-1」

- ここでは、内閣府経済社会総合研究所のディスカッションペーパーとして公表された「社会保障を通じた世代別の受益と負担」（以下、「内閣府ペーパー」という。）で提示された論点を検証した上で、本来、国民に示すべき公的年金における給付と負担の関係を整理する。

まず、“公的年金で世代間格差論を問うことの是非”は別として、“計算技術”的ないいくつかの点について、内閣府ペーパーの問題点を指摘する。

【内閣府ペーパーの問題点①】（保険給付の期待値を計算することの問題）

公的年金は、あくまでも保険であり、金融商品ではない。

仮に、公的年金における世代ごとの給付と負担の関係について、機械的な“計算”ができるとしても、それは、あくまでも“平均値”としての期待値を示したものに過ぎない。

公的年金制度があることでリスクが軽減されることによる“期待効用の増加”も考慮すべきではないだろうか（“リスクヘッジ”こそが“保険”的意義）。

たとえば、自動車保険や死亡保険など、あらゆる民間の保険商品は、保険会社が事業を運営するために必要とするコストである付加保険料を徴収している分、「保険給付の平均値としての期待値」は「市場運用の期待収益額」より低くなる。だからといって、保険商品が払い損とは言えない側面があることと同様に、社会保険も単純に払い損とはいえない側面がある。

公的年金は、民間ではほとんど保障できない、「終身」でかつ「老後生活の実質価値の保障」が確保されている保険である。

〈年金制度におけるリスク軽減の例〉

「終身年金」により引退時の想定以上に長生きした場合に生活費を保障

「インフレ」による老後所得の実質価値減少のリスクを軽減

経済成長によって若者世代が裕福になった場合の老後生活水準の相対的低下のリスクを軽減

「障害」や「遺族」となったときの生活費を保障

【内閣府ペーパーの問題点②】(割引率の問題)

若いときに払って、歳をとつてからもらう公的年金の仕組みの上では、割引率の設定次第では、割引現在価値換算の数値は、収支がマイナスになる。内閣府ペーパーの試算は、公的年金の制度設計で用いる“賃金上昇率”よりも高い“利回り”を割引率とすることにより、世代間の格差が大きく見える示し方をしている。

- 現役時代に保険料を支払って、高齢期になって給付をもらう公的年金の仕組みにおいては、払う時期ともらう時期にかなりの時間差があるため、その間の物価や賃金の動向で貨幣価値が変わってしまう。すなわち、名目額の比較は意味をなさない。
このため、これを同じ時点の貨幣価値でみるために、ある指標で割り引いて“割引現在価値換算”というものを行って「実質的な金額」で考えることとなる。
- 一般に、一定の実質的な経済成長があり、かつ、資産が富を生むような、通常の経済状況の場合、
$$\text{物価上昇率} < \text{賃金上昇率} < \text{利回り}$$
の大小関係になる。
- 内閣府ペーパーの試算では、この3つの指標のうち、最も値が大きい“利回り”で割り引いて割引現在価値に換算している。これは、保険料を払わずに、その分を市場運用することで利回りを稼ぐ“金融商品”と比較して、どちらが期待収益が大きいかという発想。しかし、人生の様々なリスク軽減を図りつつ、老後の生活保障を行うことが主目的の保険である公的年金を、期待収益の大小だけで金融商品と比較することは不適切。
- 計算技術的に、最も値が大きな“利回り”で割り引くことは、賃金や物価などの低い値で割り引くことに比べ、遠い将来の金額を小さな額で見なすこととなる。
一般に、現在のお金を、大きな利回りを前提で考えると、将来の金額は大きくなる。「割り引く」というのは、まさにこの“逆”的話で、現在のお金を、大きな利回りを前提で評価していくと、将来のお金の価値は、そのぶん大きく目減りしてしまふことを意味する。

- 公的年金の負担は、厚生年金の場合には給与の一定率で負荷され、賃金で伸びる。給付にも、マクロ経済スライドによる給付水準の調整などを除いて、その構造が入るため、年金改定率は賃金の伸びと関係が大きい。それを賃金以上の数値で割り引くと、拠出に比べて、遠い将来で受給する給付額の方が小さな額で見なされ、拠出と給付の関係はマイナスの方向に働く。

※ ちなみに、払った分が戻ってくる例として知られるスウェーデン方式の年金給付も「みなし運用利回り」である1人当たり賃金の伸びで上昇するように設計されており、年金債務の計算に用いる割引率は賃金上昇率である。このため、スウェーデンの年金も、利回りで割り引けば、いわゆる“払い損”ということになる。

もっとも、スウェーデンで年金の割引現在価値が計算される場合には、割引率として賃金上昇率が用いられている。

※ さらに、ここでいう“利回り”は、100兆円を超える公的年金での運用で仮定された利回りであり、個人でそのような運用の成果をあげるためにには、相当のリスク運用を行う必要が生じる。(公的年金は、相当の規模があるため、安全かつ効率的に行っても相応の収益が期待できる)

割引率の考え方の整理

	利回り	賃金	物価	名目
割引率 (H21財政検証)	4.1%	2.5%	1.0%	0% (割引せず)
給付負担倍率	————	割引率が小さいほど倍率は大きい	————	————→
割引の考え方	債券、株式市場での逸失の期待値の計算	生活水準(賃金)による価格調整	購買力による価格調整	————
保険のリスクヘッジによる効用	いずれのケースにおいても保険のリスクヘッジによる期待効用の増加(保険のメリット)は計算されていない			
払い損かどうかの解釈	いずれのケースも給付負担倍率が1倍を下回っても、上記のリスクヘッジによる期待効用増がそれを補えば払い損にならない。 → 特に利回りの場合は金融商品と保険という2つの選択肢の比較が計算の合意となっているが、この際、前者が保険のリスクヘッジによる期待効用の増加を評価していないことは重大な欠陥である。			3

【内閣府ペーパーの問題点③】(事業主負担の扱い)

内閣府ペーパーでは、社会保険料支払に事業主負担を含めているが、それは妥当なのだろうか。

- 内閣府ペーパーでは、厚生年金の保険料負担に、“事業主負担”を入れている。一方、厚生労働省の厚生年金における拠出と給付の関係では、“事業主負担”を入れていない。
- これについて、事業主から見ると、“事業主負担”は、従業員に対して負担している額として計上すべきと主張するかもしれないが、従業員からするとその分を負担しているという認識は薄い。
- 仮に、折半ではなく、事業主負担をなくして、その分、本人負担分の保険料を100%に増やした場合、軽減された事業主負担分のすべてが必ず、従業員の賃金に転嫁されるのだろうか。逆に、事業主は、社会保険料負担の軽減策として、非正規雇用を増やすような行動をとったり、パート労働の社会保険適用で、現在、適用除外の者が多い企業団体等が強い抵抗を示すのは何故だろうか。さらに、賃金には硬直性があるために、社会保険料の賃金への転嫁には、相当の時間を要するという実証研究はいくつもある。
- このようなことを考えると、事業主負担がすべて従業員の給料に転嫁されるとはいえず、この部分の扱いをどうすべきかについては、内閣府ペーパーのように確定的なことは言えないのではないか。

健康保険・厚生年金における事業主負担の意味

1. 論点に関する備足説明資料

社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会 第2回

政府における報告書の例

○ 社会保障負担等の在り方に関する研究会報告書（平成14年7月） -抄-

- 現在、被用者保険の社会保険料については、原則として労使折半となっており、健康保険組合においては平均的に事業主のほうが若干多く負担している。事業主負担の意味としては、賃金の支払いの一部、健康増進や疾病の治療による早期の職場復帰を通じての事業主の利益（医療保険の場合）、高齢者の退職促進や人材確保による事業主の利益（年金の場合）などの説明がされてきている。
- 社会保険料の事業主負担については、価格に転嫁され消費者が実質的に負担しているという考え方や、賃金として受け取れない分労働者が実質的に負担しているという考え方、企業が実質的に負担しているという考え方があるが、このような最終的な帰着の問題とは別に、規範的な責任の意味で誰が社会保障負担を負うべきかという問題がある。
- そのように考えると、事業主も社会保障制度の利益を有するという意味で保険料負担の責任があり、消費目的税でこれを肩代わりさせることは、事業主の責任から見て認められないことになる。また、一部について事業主の責任を重く認め、例えば、ヨーロッパ諸国の例にあるように、低賃金労働者等について労使の負担の比重を変え、事業主負担を折半より高くする可能性などが検討されてよい。ただし、事業主が事業主負担も労働コストと認識して雇用を決めていると、事業主負担を高くした分だけ賃金が低下して、低賃金労働者の負担軽減にはならないという意見もあった。

○ 社会保障の在り方に関する懇談会「今後の社会保障の在り方について」（平成18年5月） -抄-

- 個人・企業を通じた社会保障への負担の在り方については、まず、社会保険方式を基本とする我が国においては、直接保険給付を受け得る被保険者及び制度の利益を受け得る事業主とが、それぞれ受益の内容は異なるものの、労使折半で応分の社会保険料負担を行うことが基本である。その上で、社会保障への負担は、個人については労働意欲の減退を招き労働力供給を減少させるとともに、企業については雇用や投資の減少を招き、経済成長率を低下させる懸念がある。一方で、社会保障負担の雇用や投資への影響は必ずしも明確ではないことに加え、我が国の社会保障への負担は諸外国と比べ高くないこと、また、社会保障が有効需要創出や経済に対する不況時のスタビライザ機能を果たしていることにも留意する必要がある。

【内閣府ペーパーの問題点④】(差引で示すべきか、比率で示すべきか)

内閣府ペーパーでは、保険料の支払から受給された給付を引き算して、その差引きがプラスかマイナスをみている。これは、むしろ、払った保険料の水準に対して、どの程度の給付をもらえるのかという点で、割り算をして比率をみるべきではないか。

- 様々な指標を示すとき、その指標が持つ意味や、その指標を見た人たちの受止め方に十分に配慮して計算を行わなければならない。
- 内閣府ペーパーでも、様々な指標の示し方をしているが、そのうちの一つに、保険料の支払から受給された給付を“引き算”して、その差引きがプラスかマイナスかを見ている。そして、多くの世代で“マイナス”になることを強調している。
- 特に年金制度においては、支払った保険料の水準に対して、どの程度の水準の給付を受給できるかについては、老後の生活設計を描く上でも必要な情報である。その際、生活設計のための水準ということであれば、たとえば、今の給与水準に対して何%程度もらえるか、すなわち、“所得代替率”が一般的な指標である。
- 内閣府ペーパーのように、生涯にわたっての負担と給付の関係を見る場合においても、同様に、“引き算”ではなく、“割り算”で比率をだすことで、現在、保険料を負担している若者が、その制度に入ることにより、どの程度の給付の見返りが期待できるかが明確になるのではないか。

以上、内閣府ペーパーの技術的な問題点を論じてきた。次には定性的な論点を記す。

「社会保険」の概念とは？

- 内閣府ペーパーの前提にある社会保険の“世代間格差論”は、「所得再分配は、税で行えばいいのであって、社会保険の中で行うべきでない」という考え方方に立っているが、これについてどう考えるべきか。
- 「社会保険」に係る保険料は、本当に、
『 保険 』 = 再分配が一切行われず、給付反対給付均等原則が必須
でなければいけないと考えるべきなのか。
- 「社会保険」とは、
生活問題の救済に際して、税による一方的扶助では、劣等処遇原則が先立って、厳しいミーンズ・テストによるステイグマ(汚名の刻印)が避けられない。さらに、税による扶助では、財源の性質上、ミニマムの保障に傾きがちで、それでは貧困問題をはじめとした生活問題を軽減することができず、国民の不安を緩和することができなかつた。
この状況を鑑み、社会保険は、生活者の所得の一部を拠出させることによって、市民社会の倫理観に
なじみやすい“自助の強制”的型式をとりつつ、私保険の原則(給付反対給付均等原則)に社会政策目的による変容を加えながら、高所得者から低所得者へ、生活事故発生確率の低い者から高い者への再分配を行いつつも、給付に権利性を付与することをねらった制度である。
なお、公的年金でも所得再分配が行われているとはいえ、「現役時代に保険料拠出という自助努力をした人は、老後もそれなりに報われる」という制度設計となっており、保険料拠出が多かった人が少なかった人よりも給付が低くなることはなく、現役時の労働や保険料納付のインセンティブを損なわない仕組みになっている。

- 社会保険が主に対象とする生活リスクは、
 - (年金)年老いて収入がなくなり、長生きしてしまったとき、「障害」や「遺族」となったとき
 - (医療)病気やケガで高額の費用がかかったとき
 - (介護)身体が弱くなり、長年にわたり、日常生活に手助けが必要となったときに、制度創設前は、(賦課方式的に)子世代が親世代を直接的に支援してきた“リスク”を、経済成長とともに起こってきた都市化・核家族化などに対応できるよう「社会化」したもの。
- こうした経緯を踏まえれば、子世代が親世代を支えるという行為に対して、「社会化」後の制度の中だけに着目して機械的な割引現在価値を計算することにどのような意味があるのだろうか。
内閣府ペーパーでは、租税を負担とカウントしていないので、通常の「世代会計」とも計算の仕方が異なる。
こうした試算に基づいて、過去の保険料負担以上の給付を受けている前世代のことを一概に“楽をしてきた”、また、こうした制度を作ってきたことを“過去の不始末”と言えるのだろうか。

世代間の「格差」はなぜ生じたのか？

内閣府ペーパーには、以下のような記述がある。

「例えば、介護保険では制度創設が2000年なので現在の高齢者は、現役時代に保険料を負担することが無かった。年金、医療でも、これまで段階的に保険料率を引き上げてきたので、前世代は後世代よりも負担が軽くなっている可能性が高い。」

- 社会保険の仕組みを創設して、創設時点で最初の世代にサービス給付（生涯の保険料負担に比べて過大な給付）をした場合、生涯の保険料負担額には、当然、世代間の「格差」が発生する。

＜介護保険の例＞・制度創設時に70歳の世代と40歳の世代について、あえて、内閣府ペーパーと同様に、介護保険制度内における生涯の保険料負担と給付の関係だけをみて比較すると、下表のように、世代間の「格差」が発生するという指摘もある。

	制度発足時 70歳世代	制度発足時 40歳世代
生涯の保険料負担	20年程度負担	50年程度負担
生涯の介護給付	おおむね同じ (介護が必要となるのは概ね70歳以上ため)	
給付／負担	高い	低い

- しかし、介護保険はそもそも3年間で給付と負担が均衡する短期保険であり、さらには、以下のような視点も重要。
 - 介護保険創設はむしろ現役世代も含めた国民の声を踏まえて創設された仕組み。創設時の高齢者には、給付を制限すべきだという声はなかった。
 - 介護給付は高齢者への給付なのだろうか、現役世代の私的な介護負担が軽減されており、現役世代への給付とも考えられるのではないか。(前ページの表でいうと、70歳世代は親世代への給付はもらえないが、40歳世代は親世代への給付の受益も受けていることから、一概に40歳世代の給付負担比率が低いとは言いきれない)
- このような制度創設に伴う世代間格差は、(国民皆年金になったのが50年前であり、多くの国民に実感がないかもしれないが、)公的年金制度でも生じており、これが試算上現れてくる世代間格差の最大の要因。
- また、過去から低めの保険料しかとってこなかつたにも関わらず、今の日本の年金の積立金は、他の先進諸国の公的年金に比べて、圧倒的に多い水準にある。もしも、負担給付倍率で世代間格差が生じないように、当時から今と同じ保険料を課していたら、今では、GDPを上回るような規模の積立金が発生していることになる。
そうした、他の国では当然懸念されていた莫大な公的貯蓄を抱えることのマクロ経済リスクを、この国では考える必要がなかったのか。

公的年金での世代間の「格差」は、本当に問題なのか？

- そもそも、公的年金制度の中の世代間の「格差」は本当に問題なのであろうか。
- 公的年金は、この制度がなければ発生したであろう、世代間の生活水準の格差を縮小する役割を果たしてきた。この政策目的を遂行する際の政策基準は、各世代の「生活水準」であった。こうした公的年金の中で単純に制度内の拠出と給付の関係だけで世代間格差を推計すれば、格差は確実に存在する。
しかしながら、そこで推計された格差について、各世代の生活当事者達は、果たして価値を伴う規範的判断である「不公平」と感じているのであろうか。
- 各世代の生活当事者達が意識する「公平」「不公平」感に近似できる指標を作るというのであれば、次のような要素も考慮にいれた方がいいのではないか。
 - 老親への私的扶養は、社会保障制度の充実に伴い減っているのではないか。
 - 前世代が築いた社会資本から受ける恩恵は、今の若人の方が高齢者より大きいのではないか。
 - 教育や子育て支援による給付は、今の若人の方が高齢者より充実しているのではないか。
 - 少子高齢化の中で、親からの1人当たりの相続財産は、昔よりは増えているのではないか、等

→ これらを考慮に入れて世代間の「公平」「不公平」を表す指標を作成しないと、各世代を生きる人たちにとって生活実感と外れた指標で議論していることにはならないか。もっとも、同一世代の中で、相続財産を受ける者とそうでない者がいるであろうが、こうした問題は、世代内の格差問題として把握すべきことである。

- 仮に、公的年金の中で観察される世代間格差をなくすため、公的年金に「再分配が一切行われない給付反対 紿付均等原則」を求めるのであれば、制度創設時の高齢者は十分な給付を受けることはできず、リスクは自己責任となるが、多くの国民は、
 - ①“社会保険の中で世代間格差が全くない世界。しかし、社会・経済で起こりうるリスクは全て自己責任”と
 - ②“社会保険の中に世代間格差は生まれるもの、社会・経済の変動があっても、世代間で生活水準の大きな変動を避けることができる世界”のどちらを選択するだろうか。
- なお、国際社会においては、古くからILO条約で一定の水準の社会保障制度を整備することが求められており、各国とも社会保険の中で世代間格差が生じることを承知の上で、戦後の世界規模の経済成長期に、世代間で生活水準に大きな格差が生じないように社会保障給付の充実に努めてきたことをどう考えるか。そして、同時期、他の先進国と比べて経済成長率が高く、高齢化のスピードが速かったのであるから、日本の公的年金の中の世代間格差は他国と比べて大きくなることはやむを得ず、その評価は慎重であるべき。

世代間の「格差」の解消は可能か？

- 現行の公的年金の下で、一部の論者に問題視されている「格差」を完全に解消してしまうためには、次のいずれかを行うしかない。
 - ① 現在の高齢者の負担に対する給付の倍率(給付負担倍率)を下げる
 - ② 若人及び将来世代の給付負担倍率を上げる

→ ①については、現在の高齢者の「給付を下げる」、「追加負担を求める」のいずれしかない。ただ、仮にそれが可能であったとしても、その制度は今の若い人が高齢者になった時にも適用されるために、「世代間格差」という視点からみれば、大きな緩和効果は見込めない。

なお、過去の制度改革で、既裁定年金の物価スライド制や2004年年金改革のマクロ経済スライドなどで、高齢者の「給付を下げる」取組は既に織り込まれており、これよりもさらに、年金の給付水準を下げることが可能であろうか。(次ページ参照)

→ ②について、内閣府ペーパーのように、“社会保険料”と“給付”的関係だけで世代間格差を論じる場合、その格差のは正にあたっては、“税”で処理すれば、一見解消できたように見える(内閣府ペーパーでもそう示唆されている)。

しかし、“税”も含めた拠出と給付の関係をみると、あまり大きな変化を期待できない。また、むしろ基礎年金などに多額の公費が投入されているが、それに相当する財源が確保されておらず、公費(税)負担こそが将来世代への負担の受け回しとして、社会保障・税一体改革が進められることとの関係をどう考えるべきか。

生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し

—平成21年財政検証、基本ケース—

- 平成16年改正では、標準的な年金受給世帯におけるもらい始めた時点の年金額(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金)の現役世代の平均手取り収入に対する比率(所得代替率)でみて、50%を上回る給付水準を確保することとされた。
- 年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、その時々の現役世代の所得に対する比率は低下していく。
- マクロ経済スライドによる調整期間においては、新たに年金をもらい始める者だけでなく、既に年金をもらい始めている者についても年金改定が緩やかに抑制され、年金額の現役世代の所得に対する比率は低下する。ただし、名目の年金額は、物価や賃金が下がる場合を除き、下がることははない。

生年度(平成21(2009)年度における年齢)	平成21年度 (2009)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
現役男子の平均賃金(手取り)	35.8 (35.8)	39.6 (37.9)	44.8 (39.7)	50.6 (42.7)	57.3 (46.0)	64.8 (49.5)	73.4 (53.3)	83.0 (57.3)	93.9 (61.7)	106.2 (66.5)	120.2 (71.5)	
1944年度生 (65歳) [平成21(2009)年度65歳到達]	22.3 (22.3) 62.3% (65歳)	22.6 (21.6) <57.1%> (70歳)	23.2 (20.5) <51.7%> (75歳)	23.7 (20.0) <46.9%> (80歳)	24.8 (19.9) <43.2%> (85歳)							
1949年度生 (60歳) [平成26(2014)年度65歳到達]		23.8 (22.8) 60.1% (65歳)	24.4 (21.6) <54.5%> (70歳)	25.0 (21.1) <49.3%> (75歳)	25.6 (20.5) <44.6%> (80歳)	26.9 (20.5) <41.5%> (85歳)						
1954年度生 (55歳) [平成31(2019)年度65歳到達]			25.5 (22.6) 56.9% (65歳)	26.1 (22.0) <51.6%> (70歳)	26.7 (21.4) <46.6%> (75歳)	27.3 (20.8) <42.1%> (80歳)	29.4 (21.4) <40.1%> (85歳)					
1959年度生 (50歳) [平成36(2024)年度65歳到達]				28.1 (23.7) 55.5% (65歳)	28.8 (23.1) <50.2%> (70歳)	29.4 (22.4) <45.3%> (75歳)	30.3 (22.0) <41.3%> (80歳)	33.3 (23.0) <40.1%> (85歳)				
1964年度生 (45歳) [平成41(2029)年度65歳到達]					30.9 (24.8) 54.0% (65歳)	31.6 (24.1) <48.8%> (70歳)	32.6 (23.7) <44.4%> (75歳)	34.2 (23.7) <41.3%> (80歳)	37.6 (24.8) <40.1%> (85歳)			
1969年度生 (40歳) [平成46(2034)年度65歳到達]						33.6 (25.7) 51.3% (65歳)	34.7 (25.2) <47.3%> (70歳)	36.4 (25.2) <43.9%> (75歳)	38.3 (25.2) <40.8%> (80歳)	42.6 (26.6) <40.1%> (85歳)		
1974年度生 (35歳) [平成51(2039)年度65歳到達]							36.8 (26.7) 50.1% (65歳)	38.6 (26.7) <46.6%> (70歳)	40.6 (26.7) <43.3%> (75歳)	42.7 (26.7) <40.2%> (80歳)	48.2 (28.7) <40.1%> (85歳)	

(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済は中位ケース)の場合の年金額等を記載した。

(注2) 長期の経済前提は、物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%である。

(注3) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注4) ()内は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。

(注5) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

(注6) < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

- 公的年金が創設された時、家族内で子が老親を扶養するという“賦課方式”が社会化されたのであり、公的年金の創設で、自分の老後のために積み立てる仕組みが壊されて、これが賦課方式に置き換えられたのではない。特に今は、公的年金が成熟するまでの過渡期であり、その部分だけを取り出して、格差を議論することは国民に誤解を与える。
- 積立方式で自分の老後を賄う方法が、変動が激しくその動きが不確実な市場社会の中で、あたかも簡単に成立するかのような主張がなされているが、積立方式のデメリットももっと議論されていいのではないか。実際に1990年代に積立方式の年金を導入した中欧・東欧諸国では、リーマン・ショックで高齢者の積立金が大幅に目減りしてしまった。そして日本でも、積立方式を探る企業年金は、金融市場の変動に翻弄され続けてきた。